

## 公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

### I 基本的事項

#### 1 事業の概要

特別会計名：水道事業会計

事業名	末端給水事業		
事業開始年月日	昭和6年4月1日	地方公営企業法の適用・非適用	<input checked="" type="checkbox"/> 適用 <input type="checkbox"/> 非適用
団体名*		職員数* (H19. 4. 1現在)	65
構成団体名			

注1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記載すること。

#### 2 財政指標等

資本費	(平成18年度指標を使用) 76	公営企業債現在高 (百万円)	5,557
累積欠損金 (百万円)		利益剰余金又は積立金 (百万円)	249
不良債務 (百万円)	0	財政力指数*	0.723
資金不足比率 (%)		実質公債費比率* (%)	24.5
		経常収支比率* (%)	97.7

注 平成17年度（又は平成18年度）の公営企業決算状況調査、地方財政状況調査等の報告数値を記入すること。

なお、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率は、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記載し、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、その構成団体の各数値を加重平均したものを記載すること。（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。）

#### 3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input checked="" type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 <input type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 <input type="checkbox"/> 該当なし
[合併期日：平成17年3月22日 合併前市町村：小野田市・山陽町] ・公営企業会計を合併時に統合（旧小野田市の貸借対照表を基本に旧山陽町の資産及び負債を組入れ） ・現行の組織体系は平成17年10月1日に改変 ・人員については平成16年度末に2名の退職者が出たが、これを不補充とする

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 □にレを付けた上で内容を記載すること。

#### 4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	山陽小野田市水道事業経営健全化計画
計画期間	平成19年度～平成23年度
計画策定責任者	山陽小野田市水道事業管理者 水道局長 野村宗司
既存計画との関係	公営企業経営健全化計画 平成19年度～平成28年度
公表の方法等	広報・HP等で公表する予定・議会に対しては建設委員会で説明
基本方針	経営状態については、収益的収支において利益（公共的必要余剰）を計上することができており、この利益等を活用して社会資本である水道施設の整備等を行っている状況にある。このことは現在のところ水道事業が概ね良好に推移していることを示しており、これからもこの状況を継続していくことができるよう事業運営を行っていく予定である。

注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：百万円）

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額		407	252	659
	補償金免除額		83	45	128
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額		62	266	328

注 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。

6 平成19年度末における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度末残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	第3次上水道拡張事業債		671	72,118	72,789
	第6次拡張事業債			14,998	14,998
	水道施設整備事業債	101,003	282,038	197,023	580,064
	浄水場整備事業債	108,586			108,586
	浄水施設改良事業債			3,381	3,381
	導配水管整備事業債			11,039	11,039
	配水管整備事業債	87,882	124,667	30,635	243,184
	西山・鋳物師屋簡易水道事業			2,357	2,357
	平原・片尾畑上簡易水道事業			13,266	13,266
合 計 (A)	297,471	407,376	344,817	1,049,664	
※ 一般会計のうち (再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)	297,471	407,376	344,817	1,049,664	

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
※ 一般会計のうち (再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成20年度9月期残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度9月期残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	第3次上水道拡張事業債			12,173	12,173
	第6次拡張事業債			1,392	1,392
	水道施設整備事業債	34,021	21,431	259,952	315,404
	浄水施設改良事業債			1,533	1,533
	導配水管整備事業債			5,031	5,031
	配水管整備事業債		13,824	8,907	22,731
	配水管更正事業債	37,488	23,145	5,561	66,194
	庁舎建設事業債			17,491	17,491
合 計 (A)	71,509	58,400	312,040	441,949	
※ 一般会計のうち (再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)	71,509	58,400	312,040	441,949	

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

## II 財務状況の分析

区 分	内 容
財務上の特徴	<p>当市における水道事業は平成17年3月22日、一市一町の合併により誕生したのであるが、現在の状況は二つの河川及び二つの浄水場を有しており、主にダム受水と表流水の取水による受水形態をとっている。ダム受水に関しては、浄水場設置場所の関係から長い導水管や送水管を必要とし、その建設や改良、維持管理等に多額の費用を要する状況にある。</p> <p>表流水の取水に関しては、ダム受水に比べ先に記述した費用の必要性は低いが、当地の地形的な問題から配水施設（配水池や配水管、ポンプ所）等に費用を要する状況となっている。</p> <p>更に両地域共に水質の悪化や施設の老朽化が問題となっており、これらを解決するために10年間を目途とした水道事業の総合計画を策定中であるが、企業努力をしたとしてもその財源としては水道料金の改定を行う必要があり、施設の整備と拡充、それに対する財政問題とのバランスのとり方で厳しい状況にあるといえる。</p>
経営課題	<p>課 題 ① 水道料金の適正化</p> <p>水道料金に関しては現在同一市内でありながら二つの地区で異なる形態をとっており、これを平成20年度に統合する予定である。しかし、今後の水道施設の整備には多額の費用が必要となるため、水道局としての経営努力は行うが、地域住民の理解を得た上で一般的な改定周期での料金改定が行えるかどうか課題となる。</p>
	<p>課 題 ② 定員管理・給与水準の適正合理化</p> <p>正規職員に関しては、平成16年度の退職者2名分を不補充としており、平成22年度までに更に1名減ずる予定である。</p> <p>給与については、平成18年度から管理者給料20%カット、管理職手当50%カット、管理職員特別勤務手当休止、全職員給料5%カットを実施しているが、これについては市の財政状況に合わせた特別措置であり、平成19年度についても継続中である。なお、平成20年度以降については現在のところ未定である。</p> <p>また、地域給に関しては平成19年度から導入している状況にある。</p> <p>今後の定員管理に関しては、水道事業総合計画に基づいた施設整備を行う中で、定員の見直しに結びつくもの等に対しては柔軟に対応していくことが課題となってくる。</p>
	<p>課 題 ③ 資本投下の抑制</p> <p>平成17年の合併から2年6ヶ月が経過しており、その間に市全体へ安定給水を行うべく効率的な施設整備計画（水道事業総合計画）を策定している。この計画を実施するに当たり、入札制度の見直し（公募型指名競争入札）等を検討しているが、更に経費削減の可能な施策等を行っていくことが今後の課題となる。</p>
	<p>課 題 ④</p>
	<p>課 題 ⑤</p>

留 意 事 項	<p>経営に関してよく取りざたされるのが民間への委託であるが、これに関して問題となるのが人件費と委託料の単なる費用の付け替えである。特に減少分より増加分の方が多い場合、メリットが全く無いため、このようなことが起こらないよう一つ々の事項を精査して、トータル的に費用の削減に繋がるよう施策を行っていく必要がある。</p>
---------	--

- 注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記載すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。
- 2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記載する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。
- 3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記載すること。
- 4 必要に応じて行を追加して記入すること。





## (3) 経営指標等

(単位:%)

		平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	
資金不足比率	(%) (再掲)											
料金回収率※	(%)	105	106	104	102	101	101	101	99	102	97	
総収支比率(法適用)	(%)	109	108	111	107	103	105	106	104	106	101	
経常収支比率(法適用)	(%)	109	109	111	107	104	106	107	104	106	102	
営業収支比率(法適用)	(%)	137	137	135	129	124	126	124	118	122	118	
累積欠損金比率(法適用)	(%) (再掲)											
収益的収支比率(法非適用)	(%) (再掲)											
不良債務比率(法適用)又は 赤字比率(法非適用)	(%) (再掲)											
繰入金比率	収益的収入分	(%)	2	1	2	3	1	1	2	2	1	3
	うち基準内繰入金	(%)	1	0	1	1	0	0	1	1	1	1
	うち基準外繰入金	(%)	2	1	1	3	1	1	2	1	1	3
	うち料金収入に計上すべき繰入等	(%)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	うち赤字補てん的なもの	(%)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	資本的収入分	(%)	10	7	15	33	6	1	4	4	2	1
	うち基準内繰入金	(%)	8	6	12	22	5	1	2	1	1	1
	うち基準外繰入金	(%)	1	1	3	11	2	0	2	2	1	0
うち赤字補てん的なもの	(%)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

## (1) 資金不足比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

## (2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100

## (3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

## (4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益) / (営業費用－受託工事費用) × 100

## (5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益－受託工事収益) × 100

## (6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用＋地方債償還金) × 100

## (7) 不良債務比率(又は赤字比率) (%) = 不良債務(又は実質赤字額) / (営業収益－受託工事収益) × 100

## (8) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入(又は資本的収入) × 100

## 2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあつては使用料回収率)について記載すること。

## (1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価※1 / 給水原価※2 × 100

※1 供給単価 (円/m<sup>3</sup>) = 給水収益 / 年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)※2 給水原価 (円/m<sup>3</sup>) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)  
但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金) / 年間総有収水量

## (2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	<p>現在の料金設定は総括原価によって行っている。</p> <p>水需要に関しては、節水意識の高まりから個人・企業共に今後大きな伸びは期待できず、更に平成17年の国勢調査を基に「国立社会保障・人口問題研究所」が出した人口推移率で本市の状況を見ると人口の減少は否めず、結果として料金収入は減少の一途をたどるものと思われる。</p> <p>しかし、合併に伴う施設の整備等を行う必要があることから、地域住民に負担を掛けないよう企業努力を行いながら、水道料金の改定も視野に入れて施策を進めていく予定である。なお、現時点の予定としては、平成20年度に同一市内において二地区に分かれている水道料金体系を統合し、それ以降は一般的な改定周期(3年～5年)に沿って料金改定を行っていく予定である。</p>
2 他会計繰入金の見込み	<p>現在他会計負担金としては、基準内として消火栓等に要する経費(実費全額負担)、水源開発補助出資金(償還元利負担全額)、簡易水道事業補助金(高料金対策費基準分・償還元利金の1/2)、が挙げられる。</p> <p>これに対して基準外としては、簡易水道補助金として一般会計から基準内として繰入れられる高料金対策の基準以外を収入不足分として全額補助を受けており、企業債の償還元利の残り1/2も繰入をしている。これは、簡易水道を設置した理由が、旧自治体における「町民皆水道」制を掲げた一般会計での政策であるため、また本来簡易水道は一般会計にて管理すべきものとの判断から、このように繰入を行っている。</p> <p>また、共用施設企業債償還元利負担金については、水道庁舎建設当時に工業用水道事業は企業債の借入ができなかった為、一定の負担金(当時の水道事業、工業用水道事業の職員数で按分)を水道事業会計へ繰入れるようにした。</p> <p>職員の退職金に関しては、その職員が水道企業職員として勤務した月数と一般職員として勤務した月数を按分して退職する際の負担額を決定している。</p>
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	<p>大規模投資については、水道事業における総合計画を策定しており、実施計画として平成19年度～平成29年度までに浄水施設・送配水施設の整備等を予定している。財源としては企業債償還ピーク時との差額分及び水道料金の改定等を検討しているが、「施設の充実」と「水道料金」のバランスを見ながら地域住民にとってより良い施策を進めていく予定である。</p>
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

#### IV 経営健全化に関する施策

項 目	具 体 的 内 容
<p>1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地方公務員の職員数の純減の状況</li> <li>○ 給与のあり方 <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方</li> <li>◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方</li> <li>◇ 退職時特昇等退職手当のあり方</li> <li>◇ 福利厚生事業のあり方</li> </ul> </li> </ul>	<p>正規職員に関しては、課題②でも示しているとおり、平成16年度の退職者2名分を不補充としており、平成22年度までに更に1名減ずる予定である。</p> <p>平成19年度から地域給の導入を行っている。</p> <p>退職手当に関しては、平成19年度より国に準拠することとし、支給率の見直しを図っている。</p> <p>健康保険組合に対する事業主負担は、制度上の率に基づいて算出しており、適正に行っている。</p>
<p>2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やP F I の活用等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組</li> <li>○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やP F I の活用</li> </ul>	<p>人件費に関しては、「国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方」でも述べたとおりであり、その他管理経費については、それぞれの案件を精査して行うこととしている。</p> <p>また、その他経営の効率化に向けた取り組みとしては、課題③でも述べたとおり入札制度の見直し(公募型指名競争入札)に向けた取り組みを計画しており、これ以外にも費用削減に効果的な施策を行うよう検討中である。</p>

#### IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	具 体 的 内 容
3 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保	
○ 料金水準が著しく低い団体にあっては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組	料金収入の現状に関しては、収益的収支において利益を計上することができており、それによって水道施設の整備を行える状況にあることから、事業自体は概ね良好な状態にあるといえる。しかし、設定①でも述べたとおり同一市内で料金体系が二つ存在することから、平成20年度においてこれを統合する予定である。更に今後水道施設の整備・拡充を行っていく必要があることから、一般的な改定周期で料金改定を行っていく予定としている。
4 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入	
○ 経営健全化や財務状況に関する情報公開	決算については、毎年、市の広報において公表しているが、今後はHPでも行っていく予定である。また、経営健全化計画や入札に関する公表等もHPで行う検討をしている。
○ 行政評価の導入	現在のところ水道事業における行政評価については完全実施をしているわけではないが、今後10年間の水道事業総合計画をパブリックコメントに掛けている状況にある。これについては最終的に事業が認められれば、次にはその事業を年度毎に実施し、その後当該事業に対する評価を受けていく予定である。なお、これを足がかりに他の分野においても行政評価システムを導入していくどうかは今後検討する予定である。
5 その他	

注1 上記区分に応じ、「II 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、IIに付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「V 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。

なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	正規職員数に関しては、課題②でも示しているとおり平成16年度の退職者2名分を不補充として、平成17年度に約2,000万円の費用を削減している。また平成18年度には管理者の給料を20%カットして約215万円、管理職手当を50%カットして約150万円、全職員の給料を5%カットして約1,700万円の費用削減を行っている。更に平成19年度の地域給導入によって、今後人件費はわずかつづではあるが減少していくよう予測している。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	現在当局において繰越欠損金や不良債務、資金不足等は発生しておらず、経営的には比較的安定しているといえる。しかし、更なる経営の効率化を図る為、課題③でも述べたとおり入札制度を始めとし、多方面に目を向けた内容の見直しを検討していきたい。
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	
4 その他	

注1 上記各項目には、Ⅱで採り上げた経営課題に対応する取組としてⅣに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 ※ 次頁以下（1）から（5）までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

（各事業共通留意事項）

1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。
2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費（人件費、物件費、維持補修費等）に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れがないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体（事業）の取組状況に応じて、適宜、細分化（例：職員数→職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等）することは差し支えないこと。
3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。
4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、当該見直し施策実施年度の前年度との比較により算出し、その改善効果がその後も継続するものとして、その後の各年度の改善額を計上すること。
5. 4による「改善額」が対前年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目（資産売却益、工事コスト縮減等）については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、Ⅳの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。
6. 計画期間中に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上すること。また、計画前5年間に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。
7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費（退職手当以外の職員給与費）その他改善額を計上することが可能なものの合計（「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれの合計）を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するもの等を重複計上することのないよう留意すること。
8. 「（参考）補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額（補償金免除（見込）額）であり、Ⅰの「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。
9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示（留意事項）に従うこと。
10. 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果 (つづき)

2 年度別目標等

(1) 水道事業

① 年度別目標

(単位:百万円、%)

課 題	目標又は実績	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	計画前5年間 実 績	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	計画合計
<b>【収入の確保】</b>													
	料金改定率	山陽地区 (19.56%)											
	改善額 (料金の適正化) ※1	86	86	88	84	80	424	80	78	77	76	75	386
	未収金の徴収対策												
	改善額		2	1	1	1	5	1	1	1	1	1	5
	一般会計負担金の額												
	改善額 (負担金の確保等)												
	資産の有効活用												
	改善額 (収入増額)												
	その他 ( )												
	改善額												
<b>【経費の削減】</b>													
	職員給与費の適正化												
	職員給与費 (退職手当以外)												
	改善額				20	41	61	41	20	20	30	30	141
	給与水準												
	改善額												
	その他 ( )												
	改善額												
	職員給与費 (退職手当)												
	正規職員数 (人)	58	58	58	56	56		56	56	56	55	55	
	増減数 (人)		0	0	-2	0	-2	0	0	0	-1	0	-1
	嘱託職員数 (人)	5	6	6	8	9		9	10	10	10	10	
	増減数 (人)		1	0	2	1	4	0	1	0	0	0	1
	維持管理費等												
	改善額 (適正化)												
	工事コスト ※2												
	改善額 (縮減額)												
	その他 ( )												
	改善額												
	累積欠損金比率												
	増 減												
	企業債現在高	6,926	6,735	6,378	5,917	5,557		5,207	5,032	5,136	5,477	5,955	
	増 減		-191	-357	-461	-360		-350	-175	104	341	478	
	計画前5年間改善額 合計						490						532
	(参考) 補償金免除額												128

注1 「課題」欄については、「1 主な課題と取組み及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。

注2 ※1「改善額(料金の適正化)」については、「料金改定に伴う料金増収額」を記入すること。

注3 ※2「工事コスト」については、工法の見直し等による建設コストの縮減(建設改良費の抑制は除く。)を記入すること。

注4 改善額の算出方法については、IVの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。

注5 必要に応じて行を追加して記入すること。また、会計規模により必要に応じて単位を百万円から千円に変更することも可とするが、「改善額合計」を算出する際の単位誤り、誤計上(重複計上等)がないよう留意すること。

② 経営状況

	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
給水人口 (千人)	68	68	68	67	67	67	67	66	66	66
年間総有収水量 (千m <sup>3</sup> )	9,745	9,262	9,499	8,954	8,702	8,686	8,532	8,400	8,267	8,154
公称施設能力 (m <sup>3</sup> /日)	48,200	48,230	48,230	48,230	48,230	48,230	48,230	48,230	48,230	48,230
1日最大配水量 (m <sup>3</sup> /日)	38,985	38,443	39,543	35,036	35,629	35,562	34,931	34,391	33,847	33,384
最大稼働率 (%)	81	80	82	73	74	74	72	71	70	69
供給単価 (円/m <sup>3</sup> )	172	175	175	176	176	176	176	176	176	176
給水原価 (円/m <sup>3</sup> )	164	165	168	172	174	175	175	178	173	182

③ 簡易水道事業の統合に係る基本方針

注 「統合計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記載すること。

簡易水道に関しては、本来一般会計において管理するものである為、施設整備や維持管理等を行う上での資金面について一般会計と協議を行う必要があり、双方合意に達することができれば、水道への統合は可能である。しかし、一般会計には現在のところ余力が無く、協議を開始したとしても市の財政状況が好転しない限り実際の作業に入ることは困難な状況にある。その為、統合計画については現在のところ未定であるが、できるだけ早い時期に統合ができるよう一般会計とは協議を行っていく予定である。